



- 令和8年度版 - 放課後児童クラブのしおり

1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して生活指導を行い、その健全な育成を図る場所です。学年の異なった友達と一緒に様々な遊びや体験を通して交流を図り、子どもたちが心身とも健全に成長することを目的としています。

2. 対象児童

(1) 次のいずれかに理由により、昼間家庭で保護者等(父母等の保護者、同居親族(65歳未満の成人))の養育が困難な村内の小学校に通う児童(全学年)

外勤労働に従事し日中不在のとき

自営労働に専従しているとき

病気・身体障がい等のとき

家族の介護、看護をしているとき

妊娠、出産(出産後90日以内)のとき

就学しているとき

求職中のとき

(2) その他村長が特に必要と認める児童

3. 利用期間、開設日及び開設時間

(1) 利用期間

児童クラブの利用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

令和8年度利用開始日 4月1日(水) 新1年生も利用可

通常利用

継続して1ヶ月(月をまたがない)以上利用する見込みがある場合です。(途中入所も可)

*長期休業(年末年始休み除く)による利用も通常利用とします。

一時利用

通常利用以外で緊急一時的に利用する場合です。

土曜日利用

通常利用の方に限ります。(一時利用として受け入れていません。)

*保護者等が「2.対象児童(1)」のいずれかの理由に該当する場合、1週間前までに事前申込が必要となります。

*こども館のみで開設となりますので、南部小学校児童はこども館への送迎が必要となります。

(2) 開所日及び時間

開 所 日	開 所 時 間
学校登校日	下校時から午後7時まで
学校休業日	<ul style="list-style-type: none">・長期休業(夏休み、年末年始休み、春休み)・学校の振替休業日・計画休業日各校の年間計画によります。

(3) その他

・各小学校により登校日、休業日が異なるので、放課後児童クラブ支援員(以下「支援員」という。)に確認してください。

4. 休所日

(1) 日曜日・国民の祝日(振替休日含む)

8月13日から8月16日まで・12月29日から翌年1月5日まで

(2) その他村長が必要と認めた日



5. 必要書類について

入所に必要な書類は、村ホームページ、各児童クラブ、こども館にありますので、必要に応じて提出してください。年度当初以外の通常利用希望者は、利用希望日の最初の日の2週間前までに必要書類を提出してください。また一時利用希望者は、利用希望日の1週間前までに必要書類を提出してください。なお、年度当初からの申し込み、長期休みの一時利用の申し込みの締め切りは別途定めます。

(1) 通常利用の場合

南箕輪村放課後児童クラブ入所申請書（様式第1号）

*持病、アレルギー、障がい等、配慮してほしいことは、必ず申請書に記載してください。

就労証明書

* 同居する65歳未満の就業している成人の全員分、各1通の提出をお願いします。

口座振替依頼書（記入例を参考に必要事項を記入し、提出してください。）

* 前年度、家族で放課後児童クラブの通常利用のあったご家庭は、提出は不要です。

初めて入所を希望する場合は、原則として事前に入所説明・面談を受けていただきます。

(2) 一時利用の場合

南箕輪村放課後児童クラブ入所申請書（様式第1号）

* 利用日を記入してください。

口座振替依頼書（記入例を参考に必要事項を記入し、提出してください。）

* 緊急の場合は、電話でこども施設係へご相談ください。

(3) 退所の場合

南箕輪村放課後児童クラブ退所届（様式第3号）

6. 入所の可否について

(1) 決定方法

書類審査、面談の上、入所を決定します。通常（継続）利用者の状況により試験入所期間を設けることがあります。なお、入所は一年を通じていつでも受け付けています。

(2) 入所可否の通知

年度当初から入所希望者で、受付期間内に申し込みをされた方については、3月中旬までに通知をします。その他の時期の入所希望者は、面談終了後1週間以内にご連絡します。

入所決定後に、別に配付する2次元コードを利用して連絡システム「すぐーる」の対象児童クラブに登録をお願いします。児童クラブ専用の「すぐーる」は、原則、欠席連絡のためのシステムですので、欠席から出席への変更は電話にてご連絡ください。

7. 届け出について

次のようなときは、事案が発生し次第、こども施設係又は児童クラブに届出をしてください。

(1) 退所するとき

(2) 一時休所するとき

(3) 住所・連絡先を変更するとき

(4) 仕事や勤務先、家族構成など家庭の状況が変わったとき

(5) 一人来所・一人帰りをするとき（P4「13.送迎等について」参照）

8. 負担金(利用料)について

児童クラブに入所すると、毎月負担金（利用料）をお支払いいただくことになります。

負担金の納付については、児童クラブを利用した翌月末に口座振替となりますので、口座振替の手続きを忘れないようお願いします。なお、金融機関によっては、振替日までに口座登録が間に合わない場合がありますので、その場合は納付書でお支払いいただきます。

* 口座振替日が土・日・祝日の場合、休み明けの初日が振替日となります。

[児童クラブ負担金]

世帯区分	負担金		
	月額(通常利用)		-時利用(1回につき)
ア 共働き世帯及び次のイ、ウに該当しない世帯	1人目	5,000円	800円
	2人目以降	3,000円	
イ 母子または父子世帯	1人目	3,000円	なし
	2人目以降	1,500円	
ウ 生活保護世帯または準要保護世帯	なし		なし

- * 負担金月額の2人目以降とは、1人目が通常利用し2人目も通常利用している場合です。
- * -時利用についても口座登録をお願いします。納付書の場合は、役場会計室か所定の金融機関にてお支払いください。
- * 退所される場合は、事前に退所届を各児童クラブかこども施設係へ必ず提出してください。月途中で退所届を提出された場合、その月の利用料は全額負担となります。
- * 負担金(利用料)を正当な理由なく滞納した場合は、利用をお断りすることがあります。

9. クラブ利用、緊急の場合等の連絡

欠席連絡は「すぐーる」にて当日の午前9時までにお願いします。また、土曜日の児童クラブは1ヶ月前から1週間前まで受付を行っています。キャンセルのときは、できるだけ前日午前9時までに「すぐーる」にて連絡してください。

- (1) 次の場合は、事前に支援員に伝えるか児童クラブまでご連絡ください。

利用日を変更するとき

都合でお迎えの時間が大幅に遅くなるとき

お迎えの方がご家族以外のとき

なお、連絡が午前9時以降となる場合は、直接こども施設係まで電話にて連絡してください。

- (2) 次の場合は、支援員から保護者の緊急連絡先等へ連絡をさせていただきます。

児童が体調を崩した、怪我をしたとき

連絡がなく、児童が児童クラブに来ないとき

お迎えがいつもと違う方で連絡がないとき

その他、支援員が連絡を必要と判断したとき

災害発生時及び災害が予想されるとき



10. 支援員の業務

児童クラブには支援員を配置しており、業務は次のとおりです。

- (1) 利用者の安全確保に努めます。
- (2) 遊びや体験を通じて、自主性、社会性等が向上するための手助けをします。
- (3) 集団生活のなかで、基本的生活習慣を身につけられるように生活指導を行います。
- (4) 家庭や学校と連携し、利用者の健康面・生活面について配慮します。
- (5) その他利用者の健全な育成上必要な業務に努めます。

支援員は、児童クラブ利用者(以下「利用者」という。)が安全に児童クラブで過ごすことができるよう見守り、指導を行います。また、利用者の健康面にも配慮し、集団での遊びや様々な体験などを通じ、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る業務を行います。

支援員は、利用者の宿題などを行う習慣を身につけるよう指導は行いますが、学習指導が目的でなく、基本的生活習慣を身に付けることを主目的としています。

11. 保育園、小学校、関係機関との連携

申請書（裏面）の承諾書にもお願いしておりますが、お子様が児童クラブで健やかに過ごせるために、特別な配慮が必要であるかなどの生活状況等を職員が保育園、幼稚園、小学校等各関係機関に照会させていただくことがありますのでご了承ください。

12. 伝染病などについて

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病にかかった場合又は、その疑いのある利用者の利用を制限させていただきます。

また、伝染病などで学級・学年が閉鎖になったクラスの利用者は受け入れできません。伝染病などで学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも臨時休所となります。

13. 送迎等について

- (1) 児童クラブの開所時間は、午後 7 時までです。緊急の場合や仕事の都合等で児童クラブの終了時間にお迎えが間に合わない場合は、必ず児童クラブまで連絡をしてください。なお、学校登校日に学校から下校途中に児童クラブに直行してのお迎えは、小中学生の兄弟姉妹であっても保護者代わりとして認めます。
- (2) 学校休業日（長期休業、土曜日、振替休業日、計画休業日）の利用に当たっては、必ず保護者の送迎が必要となります。<開所時間 午前 8 時から午後 7 時まで>
- * 原則として児童クラブからの一時外出はできません。ただし、特別の事情により保護者等の送り迎えがある場合はこの限りではありません。
 - * お迎えの方がご家族以外の場合は、児童クラブへご連絡ください。連絡がない場合は、利用者を引渡しすることができません。
 - * 車は各施設の駐車場に停めてください。玄関前に停車、横付け等は事故につながりますのでご遠慮ください。また、お迎えに来るご家族の方にもお伝えください。
 - * 習い事等に通わせることも可能ですが、必ず保護者が習い事の先生のお迎えが必要となります。習い事等の場所からこども館までおおむね 1Km 以内の距離の場合で、大人の送迎ができない場合、また仕事等の都合で来所時の保護者の送りができない場合は、「一人来所・帰り申請書」の提出をお願いします。（その間は児童クラブ・学校の保険の適用外となります。）



14. 活動内容

- (1) 日課の目安時間（季節やこどもたちの要望等で変化します。）

時間	利用者の活動	目的	支援員の活動
下校時～16:00	登所（下校）、宿題、読書又は休息	学習(宿題)の自主的な習慣性を養う	出欠席状況把握 健康状態確認 学校での様子を聞く 連絡事項、生活指導
16:00～17:00	自由遊び、運動、工作、読書、読み聞かせ等	集団行動における協調性を養う、友達の大切さを学ぶ	計画に基づく活動 利用者の活動状況観察 集団活動の援助
17:00～17:15	教室の片付け、掃除	整理整頓、共有物の使い方を学ぶ	掃除、その日の反省
17:15～19:00	帰宅準備、室内遊び	穏やかに保護者を待つ	保護者への引渡し、連絡等

15. 持ち物　持ち物、靴下を含む着衣には必ず名前をつけてください。

- (1) 児童クラブに用意しておく物
- ・上履き（南箕輪小高学年放課後児童クラブと南部小放課後児童クラブのみ。体育館等で使用します。）
 - ・着替え（服を汚す心配がある児童）

(2) 長期休み中

- ・勉強道具
 - ・お弁当、水筒、おやつ（1回100円程度のお菓子又は、おにぎり等）
 - ・必要な人は、当日読む予定のある本、マンガ等
- * ゲーム機、カード類、現金、貴重品、昆虫等生き物は持ち込みできません。
(紛失・破損の責任は負えません。)
- * おやつは学年、名前を記入した袋に入れて持ってきてください。
 - * おやつに、アイス、棒付きの菓子（あめ玉・チョコ等）ガム、カップ麺類等は、ご遠慮ください。また、傷みやすいもの、融けやすいもの等もご遠慮ください。
 - * お弁当、おやつは自分の分のみにし、友人に配ったり、交換したりすることのないようにお子さまの指導をお願いします。

(3) 学校給食のない日

- ・お弁当、水筒
- * その他必要な物は、支援員から連絡します。

16. 児童クラブ中の病気や怪我について

(1) 体調が悪くなったとき

児童クラブ事務室で休養させ、保護者へ連絡又は引渡しをお願いします。

(2) 怪我や高熱等で病院に搬送された場合

病院への搬送が必要と判断した場合は、伊那中央病院に搬送させていただきます。保護者の方には、ご連絡のうえ、病院での引渡しとなります。

17. 保険について

児童クラブは、学校の放課後又は学校休業日に開設していますので、開設時間中における利用者の万一の事故・ケガの時は、学校保険の給付対象外となります。（小学校から児童クラブに下校する途中の事故・ケガは、学校保険の対象となります。）村では、これらの負傷等に備えて傷害保険に加入していますが、この補償は見舞金の給付を主な目的とするものです。ケガ等で病院に通院する際には、病院窓口で学校管理外でのケガ等である旨を伝えてください。保険の請求に関する手続きは、こども施設係で行いますが、必要書類へのご記入をお願いします。

* 傷害保険に加入する際の保険料は村が負担します。

* 死亡・重度の後遺症が残った障がいの請求に必要な書類は、こども施設係よりお渡しします。

18. 災害発生時(地震、風雪水害等)の対応について

雪水害等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは休所となります。一斉下校（短縮授業）等になった場合、児童クラブは原則として下校時間からの開設となります。状況により臨時休所又は開設時間が変更になる場合があります。

災害発生時及び災害が予想されるときは、直接保護者に利用者を引渡します。仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れてお迎えに来る場合でも引渡しするまでは保護しておりますので、速やかにお迎えに来てください。

災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により、自主的なお迎えをお願いします。利用者の安全が確保できない場合は、臨時休所または終了時間繰上げとなる場合もありますのでご了承ください。

19. その他

(1) 支援員は利用者の安全と快適な利用環境を考慮しています。児童クラブを利用する際には、学校で決められているルール（体育館・遊具等の使用）・児童クラブでの約束ごと、公共マナー、支援員の言うことを守って自分勝手な行動をとらないよう、お子さまに対して家庭での指導をお願いします。

特に對人的に問題行動が出てしまうことが多く見られる場合や、職員が個の状況に添った適切な支援をすることが困難な場合は、利用をお断りしたり、利用中であっても退所していただくことがありますのでご承知ください。

(2) 学校生活・児童クラブで1日を過ごすと、子どもたちもかなり疲れています。帰宅後から

の親子のふれあいを大切にしてください。

- (3) 利用者が児童クラブの施設や備品等を破損したときは、修理に要する費用をいただく場合があります。
- (4) 児童クラブでは、学校等と違い調理施設がありません。小学校で給食のない日は、お弁当（注文弁当も含めお箸）、水筒を持たせ、学校休業日はおやつも持たせてください。
- (5) 村の広報やメディア等の写真撮影、取材等が児童クラブで行われる場合がありますのでご協力をお願いします。写真撮影・取材等に問題がある場合は、支援員へご相談してください。
- (6) 忘れ物は、児童クラブで保管してあります。1ヶ月以上たった物は、処分させていただきますので、早めに忘れ物を取りに来てください。特に、ハンカチ、靴下、傘の忘れ物が多いので、必ず名前を書いてください。
- (7) 困ったことや相談がありましたら、支援員にお気軽に声をおかけください。

20. 放課後児童クラブの連絡先、時間

(1) 連絡先

名 称	所 在 地	施 設	電話番号
南箕輪小放課後児童クラブ1～2年	4817 番地1	こども館	72-3522
南箕輪小放課後児童クラブ3～6年	4804 番地1	学校内	090-7362-3244
南部小放課後児童クラブ	8306 番地 986	学校内	76-7140
教育委員会事務局 こども施設係	4817 番地1	こども館	98-5110

(2) 連絡時間

南箕輪小学校放課後児童クラブ・南部小学校放課後児童クラブ

平 日 下校 20 分前から午後 7 時まで

学校休業日（土日祝祭日を除く）午前 8 時から午後 7 時まで

南箕輪小放課後児童クラブ3～6年に連絡の場合、南箕輪小学校に電話をかけないようにお願いします。

教育委員会事務局こども施設係

平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

*土日、祝日は、お休みになります。

*緊急の連絡は、こども施設係へお願いします。



放課後児童クラブの目標と約束

目標 なかよく楽しく安全に過ごそう！
約束



児童クラブへくるときは

1. 学校が終わったら、寄り道せずに児童クラブへいきましょう。
2. 道をわたるときは、右と左を見て道をわたりましょう。
3. 生き物、植物、石は、持ってこないようにしましょう。

児童クラブにきたら

1. 元気よくあいさつをしましょう。
2. 名札をつけて、出席簿にと来た時間を書きましょう。
3. かばんをロッカーにしまいましょう。
4. 宿題や本を読みましょう。

児童クラブ活動中

1. あいさつと返事をきちんとしよう！
(はい、ただいま、こんにちは、さようなら、ありがとう、ごめんなさい)
2. 児童クラブの時間割を守りましょう。
3. 部屋の中では歩きましょう。
4. 遊ぶときは、危険がないようルールを守りましょう。
5. 友だちとなかよく一緒に遊びましょう。
6. ていねいに、落ち着いて話しましょう。

放課後児童クラブから帰るとき

1. 片付けをきちんとしましょう。
2. 忘れ物がないか、考えましょう。
3. 名札を返して、帰る時間を書きましょう。
4. 先生に帰ること（さようなら）を言ってから帰りましょう。

みんなで守ろう 5 つの約束

1. あいさつ

児童クラブに来たとき、帰るときは、元気よく挨拶が言えるように
しましょう。

2. 話を聞く

先生が話をするとき、友達が話をするときは、しづかにすわって
話を聞きましょう。

3. 物を大切にする

自分の持ち物へ名前を書き、落し物がないように、物を大切にしま
しょう。

4. 先生に相談する

気持ちが悪い、けがをした、困っているときは、すぐに先生にいい
ましょう。

5. 優しくする

お友達、小さい子には、やさしくしましょう。